「(仮称)和歌山印南日高川風力発電事業」計画段階環境配慮書に対する 環境の保全の見地からの和歌川県環境影響評価審査会意見

本事業は、和歌山県印南町及び日高川町の行政界付近の尾根を事業実施想定区域(以下、「区域」という。)として、単機出力最大 5,500 キロワット級の風力発電設備を最大 22 基設置するものである。

区域には、近くに、和歌山県自然環境保全地域として指定された川又観音社寺林及び大滝川があり、「川又観音のトチ」は県の天然記念物にも指定されている。また、区域は、その大部分が水源 涵養保安林に指定されており、川又観音周辺は、保健保安林として指定されている。

動物について見ると、区域は、川又鳥獣保護区、大滝川鳥獣保護区及び長子鳥獣保護区に囲まれており、そこに生息する鳥獣の活動範囲になっていると考えられる。また、区域及びその周辺には、カモシカ(国指定特別天然記念物)、ヤマネ(国指定天然記念物)、オオダイガハラサンショウウオ(県指定文化財(天然記念物))などの貴重な動物が生息している可能性がある。

さらに、区域及びその周辺には、表流水を使用した上水道の水源地や森林法に基づく保安林、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域並びに「山地災害危険地区調査要領」(平成 18 年7月林野庁)に基づく山地災害危険地区等が存在しており、区域は土地の改変に慎重を要する地域である。

本事業の実施により重大な環境影響が生じるおそれがあることを十分認識した上で、慎重かつ丁寧に環境影響に係る調査、予測及び評価を行うことを求める。

1 総括的事項

(1) 対象事業実施区域の設定

本配慮書は、次に掲げるとおり発電所アセス省令※に従って適切に作成されたものとは認められず、区域の絞り込みが不十分である。対象事業実施区域並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)について、方法書までにできる限り決定し、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、方法書に反映させること。

- ア 風力発電機の設置予定範囲である尾根筋沿いには、資材等が運搬できる既設道路がなく、 風力発電設備等の設置には大規模な地形の改変が予想され、周辺環境に対して重大な環境影響が想定されるにも関わらず、工事の実施に関して、同省令第5条第1項に基づく計画段階配慮事項の選定が行われていない。
- イ 騒音及び超低周波音に関しては、「風力発電機の機種が決まっていない」、「残留騒音が取得できていない」等の理由から、同省令第9条第3号の規定に反して、騒音及び超低周波音に関する基準等と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかについて、できる限りの検討が行われていない。過去の事例やメーカー資料等から風力発電設備の音圧パワーレベルや残留騒音値を仮定し、音圧による評価を行うべきである。
- ウ イと同様、風車の影についても、過去の事例やメーカー資料等を活用して、影響範囲や影響時間による評価が行われておらず、できる限りの検討が行われていない。
- エ 区域内には、崩壊土砂流出危険地区が多く含まれているが、区域の設定に当たって、何も 考慮されていない。

(2) 累積的影響について

区域の周辺には、他の事業者による風力発電設備が設置され、又は計画されており、鳥類や

景観等に対する累積的な影響が懸念されることから、各分野の専門家等から助言を得ながら、 累積的影響を踏まえた適切な調査、予測及び評価を行うこと。

2 個別事項

(1) 騒音、超低周波音及び風車の影

区域の周辺には多数の住宅が存在しており、騒音、超低周波音及び風車の影による重大な環境影響が生じるおそれがあることから、十分な離隔距離を取ること等により、これらの影響を回避し、又は十分に低減するための適切な環境保全措置を講じること。

(2) 森林保全

- ア 天然林等の自然度の高い森林の伐採を避けること。
- イ 天然林は、植物だけでなく様々な生物の生息する空間であるため、その保全については、 専門家等の助言を得ながら、そこに形成される生態系の維持に必要なバッファーゾーンを含 めた範囲を保全対象として設定し、事業の実施による天然林への影響を最小限にとどめるこ と。
- ウ 里山のような自然度7の森林についても、本県にとっては、貴重な天然林であることから、 それらの天然林をできるだけ避けた配置等を計画すること。
- エ 直接的改変を受ける区域の植物調査については、地点調査及び踏査ルート調査に加え、そ の範囲を面的に行うこと。
- オ 区域及びその周辺の保安林は、森林法に基づき農林水産大臣が水源のかん養等の公益的機能の発揮が特に必要な森林として指定したものであることから、当該機能への影響を回避し、 又は十分に低減するための適切な環境保全措置を講じること。

(3) 動物及び牛熊系

- ア 区域の周囲には、川又鳥獣保護区、大滝川鳥獣保護区及び長子鳥獣保護区が存在し、区域は、これら鳥獣保護区に生息する鳥獣の活動範囲となっていると考えられることから、動物について、慎重に調査・検討を行い、影響を回避し、又は十分に低減するための適切な環境保全措置を講じること。
- イ 隣接自治体(みなべ町)でオオタカの繁殖が確認されており、区域及びその周辺にも生息 している可能性があることから、クマタカ、オオタカ等の猛禽類について、現地調査を行い、 その生息が確認された場合は、影響を回避し、又は十分に低減するための適切な環境保全措 置を講じること。

(4) 水環境

区域内やその近傍に上水道の水源地があり、区域の下流において、農業用の利水、内水面漁業権の設定が行われているため、工事中及び供用後に発生する濁水並びに尾根の改変等による雨水や地下水の流れの変化による重大な環境影響が生じるおそれがあることから、利水の状況(地下水及び沢水を含む。)を適切に調査した上で、また、近年の気候変動による時間降雨量の激烈化を考慮した上で、工事による水環境への影響を、起こりうる最大値を基準において予測した上で、水環境への影響を回避し、又は十分に低減するための適切な環境保全措置を講じること。

(5) 景観

ア 区域の西側には、山頂の眺めが素晴らしく、低山登山で人気の真妻山があり、計画されて

いる風力発電設備が当該箇所からの景観に大きく介在する可能性がある。区域の西側に位置する真妻山をはじめとした眺望点からの眺望景観について、影響を回避又は十分に低減するよう、慎重に調査及び検討すること。

- イ 配慮書においては、眺望景観を垂直視野角の数値のみで評価しているが、景観への影響は、単に見える大きさだけで評価されるものではなく、風力発電設備の色や、稜線との取合いなどの空間構成、稜線の改変の有無、他の景観構成要素との関係、太陽光や四季の変化などの環境の変化、複数の風力発電設備による複合的な影響、その景観が持つ重要性など様々な要素によって大きく左右されるものである。今後、環境影響評価を進めるに当たっては、次に掲げる事項に留意して、景観に係る影響を回避し、又は十分に低減するための適切な環境保全措置を講じること。
 - (ア) 配慮書では、区域から約 10.5km の範囲に限定して眺望点の抽出を行っているが、視程の状況を踏まえた上で、熊野古道や護摩壇山展望台など周辺の重要な眺望点を広く抽出すること。
 - (4) 主要な眺望点だけでなく、住民の日常的な視点場からの景観(囲繞景観)について検討すること。また、キャンプ場や天文台など、美しい星空が見える視点場からの夜間景観について、航空障害灯による影響を検討すること。
- ウ 発電施設の配置には、その景観に与える影響を考慮すること。特に眺望景観地として有名 な地点 (例えば真妻山山頂) からの眺望などの場合は、直線上に幾何学的に並べるのではなく、いかなる配置が最も適切かを専門家のアドバイスを受けて考えること。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場

ア 企業・町・県の三者が森林保全・管理協定を取り交わし、広葉樹の育成に取り組んでいる 「企業の森」が区域及びその周辺に存在することから、「企業の森」の分布状況を調査した 上で、当該活動地を避けた計画とすること。

(7) その他

- ア 環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。
- イ 環境影響評価図書は、広く公表し、様々な方面から意見を聴取するものであることを踏ま え、一般にも分かりやすいものとすること。
- ウ 環境影響評価は、情報公開、説明による地域とのコミュニケーションの手続であることから、事業者としての説明責任を果たすとともに、積極的に地域との対話に努めること。特に、 事業実施に伴い想定される環境リスクについて、正しく説明しておくこと。
- エ 助言を求める専門家等については、当該地域を熟知した者に依頼すること。また、最新の 知見や既存事例の情報収集・活用に努めること。
- ※ 発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年通商産業省令第54号)